

ごあいさつ

大阪市健康保険組合は、昭和元年12月に設立の認可を受け、2,173人の被保険者数で事業を開始しました。その後、適用範囲の拡大や診療所・保養所の開設、機関誌の発行、各種検診の開始など事業を拡充し、約80年にわたり被保険者とその家族の健康の保持と生活の安定に大きく寄与してまいりました。これもひとえに諸先輩方、並びに組合会議員の方々のご尽力と、被保険者の皆様方の積極的なご協力の賜物と、深く感謝しております。

しかし、平成10年から、拠出金の増大などにより財政状態が悪化し、保険料率の見直しや、事業の廃止・縮小、自己負担限度額の引き上げなど財政対策を毎年行ない、平成18年には交通局健康保険組合と合併するとともに、負担割合を折半とし、検診における自己負担金の導入なども実施してまいりました。

また、総務省の「地方公務員の医療保険制度に関する懇談会」において、「健康保険組合を解散し地方公務員共済組合に移行するという方向で早期に取り組むべきである」との懇談会意見が平成18年3月に出され、平成18年7月には、「懇談会意見や地方公務員等共済組合法の趣旨を踏まえ、地方公務員共済組合への移行に向けた取組を早期に行っていただきたい」との総務省自治行政局長通知が出されたところです。

これらの動きに対応するため、平成18年7月の組合会において「共済組合移行問題検討委員会」を設置し、共済組合に移行した場合のメリット・デメリットの整理を行ってまいりました。

この「共済組合移行問題検討委員会」の検討結果や我々を取り巻く状況等を総合的に勘案し、平成19年1月26日開催の臨時組合会において、平成19年10月1日に大阪市健康保険組合を解散し、大阪市職員共済組合へ移行することを決定いたしました。

なお、非常勤嘱託職員等は共済組合へ移行することができず、政府管掌健康保険へ移行することとなり、保険料負担や保険給付において若干不利益が生じることとなります。このことは、法律により規定されている事項ですので、非常勤嘱託職員等の皆様方には、ご迷惑をお掛けいたしますがご理解の程よろしくお願ひいたします。

また、わが国におきましては、急速な高齢化の進展に伴い、疾病構造が変化し、疾病全体に占める、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しております。また、死亡原因では生活習慣病が約6割となっており、医療費に占める生活習慣病の割合も約3割となっております。

こうした状況のなか、平成18年6月には「新たな高齢者医療の創設」や「医療費の適正化」などを柱とする医療制度改革関連法案が成立し、平成20年度からは「75歳以上の後期高齢者等を被保険者とする独立した医療制度の創設」や「40歳以上の被保険者、被扶養者に対する特定健診と特定保健指導の義務化」など医療制度改革が本格的に実施されることとなるため、今後も引き続き、組合員とその家族の生活習慣病の予防等に、これまで以上に積極的に取り組んでいかなければならぬと考えております。

最後になりましたが、当組合が解散し共済組合へ移行しても、長年健康保険組合で培ってきた精神を引き継ぎ、被保険者やご家族の健康保持・増進のため、積極的に取り組んでまいりますので、引き続き皆様方のご理解とご支援をよろしくお願ひいたします。



大阪市健康保険組合
理事長 葛本 恵英